

## 食の安全・安心推進施策実施状況(平成24年度実績)

## 基本方針1 生産、加工、製造における食の安全確保

## 施策の方向1 農林水産物・畜産物の生産における食の安全確保

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)	H24目標
1	農産物等のトレーサビリティシステムの充実	農水(農産)	食の安全と安心に対する県民の関心の高まり等を踏まえ、「食卓から農場へ」食品の履歴を遡ることのできる仕組み(トレーサビリティシステム)の普及と定着化に対し支援する。		米トレーサビリティ法についての研修会 4回、及び監視指導の実施	
		農水(畜産)	「農場から食卓まで」の生産履歴情報を提供するトレーサビリティシステムを構築し、県産牛肉に対する消費者の信頼を確保するとともに、県産牛肉の生産振興と地産地消を推進する。		トレーサビリティシステム「牛の里おかやまモーモーランド」の検索件数:5,000件	
新1	農産物でのGAP手法の推進	農水(農産)	岡山県GAP推進協議会において、GAP指導員養成研修会の開催等を通じ、産地の実態に応じたGAP手法の導入を推進する。		研修会の開催 3回 GAP導入モデル地区の支援 5地区 GAP導入産地数:33産地	
3	生産段階のBSE対策の推進	農水(畜産)	生産段階のBSE対策として、牛飼養農家への立入検査、飼料製造工場への立入検査、生産者・消費者への情報提供、死亡牛BSE検査の4点を重点的に実施する。	飼料製造工場に対する監視指導	12件	14件以上
				畜産農家に対する飼料給与の監視・指導	140件	140件以上
				畜産農家に対する牛の監視・指導	3,809戸	全戸×2回
				死亡牛のBSE検査	649頭	24ヶ月齢以上の全ての死亡牛
4	BSEスクリーニング検査	保福(生衛)	と畜場で解体処理されるすべての牛を対象に、BSEスクリーニング検査を実施し、陰性が確認されたものだけを食肉として流通させている。	と畜場におけるスクリーニング検査の実施	4,396頭	全頭検査を実施
5	高病原性鳥インフルエンザ発生防止対策	農水(畜産)	高病原性鳥インフルエンザ対策として、全養鶏農家に対して立入検査を実施し、100羽以上の家きん飼養農場について抽出検査による強化モニタリングを実施するとともに、月1回の定点モニタリング検査や異常鶏の病性鑑定を行い発生防止に努める。	死亡羽数の報告要求	200戸	全家きん飼養農場から毎月報告要求
				モニタリング(定点)	180戸	15戸×12ヶ月/年以上
				養鶏農場への立入検査	713戸	全戸×2回

施策の方向2 食品の加工・製造に対する安全対策の充実強化

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)	H24目標
6	加工・製造・調理施設等に対する監視指導	保福 (生衛)	通常監視、集中監視及び重点監視を実施し、営業施設に対する効率的な監視指導を行う。	加工・製造・調理施設等に対する目標監視件数達成率	112% 目標監視件数 28,877件 監視件数 32,304件	100%以上
7	HACCPシステムの導入支援	保福 (生衛)	重点対象施設について、HACCP手法を用いた衛生管理の導入の推進を図る。また、総合衛生管理製造過程承認施設の監視指導を実施する。		承認済み施設について監視指導実施 3施設に対して9回立ち入り	
8	社会福祉施設等給食施設一斉点検	保福 (生衛)	食中毒ハイリスクグループに給食を提供する学校・医療機関・社会福祉施設等給食施設に対して一斉点検を実施する。	社会福祉施設一斉点検期間監視達成率	【一斉点検】(4～6月) 96% 点検施設数 382施設(対象施設数396施設)	90%以上
9	大量調理施設に対する監視	保福 (生衛)	大規模な仕出し・弁当屋・ホテル・飲食店等に対して、国が示した「大量調理施設衛生管理マニュアル」に準拠した一斉点検を実施する。また、年間を通じた監視指導を実施する。	大量調理施設に対する監視達成率	【一斉点検】(8～9月)90% 点検施設数 69施設(目標施設数77施設) 【年間】166% 立入施設数 383施設(監視目標施設数 231施設)	100%以上
10	水産食品の衛生確保のための指導	保福 (生衛)	カキ及びびふぐによる事故を防ぐため、講習会及び監視指導を実施する。		フグ調理所一斉点検(11月) 点検施設数 223施設 ナシフグ調理所 点検施設数 4施設	
11	学校給食衛生管理講習会	教育 (保体)	学校給食用食材の適切な品質管理や衛生管理及び調理方法等について認識を深めるとともに、栄養教諭・学校栄養職員の資質及び技能を図ることを目的として実施する。		○岡山県下の栄養教諭・学校栄養職員を対象に平成24年11月20日県総合教育センターにて開催。(出席者141名) ○衛生管理に関する指導者を学校給食調理施設へ派遣し、「学校給食衛生管理基準」の状況調査を行い、衛生管理の徹底を図るための改善指導を行った。(10箇所(4月～12月))	
12	給食施設管理者・従事者研修会の開催	保福 (健推)	給食施設の管理者・従事者に対して、栄養管理・衛生管理等について研修を行い、利用者の健康保持、増進を図る。		「給食施設管理者教育研修会」各保健所・支所で1回以上開催 「給食施設従事者研修会」各保健所・支所で2回以上開催 「岡山県特定給食関係者研修会(岡山県議会委託)」参加者(1,076名、うち管理者107名) 「岡山県栄養士研修会(岡山県栄養士会委託)」参加者68名	
13	食品媒介感染症患者等の発生情報の提供	保福 (健推)	県内の感染症発生状況を「感染症週報」として情報提供するとともに、腸管出血性大腸菌感染症については、「注意報」、「警報」を発令して注意を呼びかける。		6月28日:腸管出血性大腸菌感染症注意報発令 8月7日:腸管出血性大腸菌感染症警報発令	
14	食中毒発生防止の啓発活動	保福 (生衛)	パンフレットの作成配布、情報誌・ラジオ及びホームページなどを活用しての啓発活動を行う。	講習会、研修会の開催	26回	19回以上
				街頭キャンペーン	28回	13回以上

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)	H24目標
15	食品衛生月間	保福 (生衛)	8月の食品衛生月間に各種の普及啓発事業を行う。	横断幕等の設置	4回	3回以上
				啓発チラシの配布	8,967枚	9,000枚以上
16	食中毒注意報の発令	保福 (生衛)	食中毒の発生しやすい気象条件等となり、食中毒の多発が予想される場合、食中毒注意報(警報)を発令し、食品の取り扱い及び食品衛生に関する注意を喚起することにより食中毒発生防止と食品衛生意識の高揚を図る。		夏季 6月27日食中毒注意報発令 冬季 11月8日:食中毒(ノロウイルス)注意報発令	
17	食中毒発生時の調査	保福 (生衛)	有症苦情及び食中毒発生時に関係者からの聞き取り、関係食品の検査及び検便の実施等により原因の追及を行い再発の防止を行う。		平成24年 食中毒事件 13件 有症者数 241名	

### 施策の方向3 生産・加工・製造者への普及啓発

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)	H24目標
18	農薬の安全・適正使用指導	農水 (農産)	残留農薬のポジティブリスト制度に対応し、農薬使用基準の遵守を徹底するとともに、近接した他作物への飛散防止対策の推進等により、農薬に起因する危害及び農薬残留の防止に万全を図る。	農薬管理指導員認定研修会開催数	6回	6回以上
19	養殖魚の水産用医薬品の残留検査	農水 (水産)	県下の養殖場において、出荷前のアマゴ(ヒラメ)の水産用医薬品残留検査を実施して、製品の安全性を確保する。	養殖場監視指導達成率	49経営体(100%)	100%以上
20	貝類汚染監視調査	農水 (水産)	アサリやカキといった二枚貝の貝毒検査等を行うとともに、貝毒プランクトンの出現状況の調査を行い、食中毒被害の防止に努める。	貝毒検査件数達成率	68件	68件以上
				ノロウイルス調査検体数	150検体	150検体以上
21	おかやま有機無農薬農業の推進	農水 (農産)	自然の生態系を重視した有機無農薬農業を推進する。	有機無農薬農産物の生産	研修会の開催 2回 条件整備事業の実施	H23 1,600t/年
22	添加物使用の法遵守指導	保福 (生衛)	添加物を添加又は使用している食品の加工・製造施設に対し、立入検査時に、添加物の使用基準に沿って使用するよう指導するとともに、必要に応じて検査を実施する。		監視件数 558件 (対象施設数 293施設)	
23	営業者・従事者向け普及啓発講習会	保福 (生衛)	講習会の開催・講師派遣により、営業者等の食品の衛生管理や食品衛生法に関する意識・知識のレベルアップを図る。		開催数109回、参加者数延べ5,079人 《内訳》 営業者・従事者向け 74回 参加者延べ 3,395人 集団給食従事者向け 35回 参加者延べ 1,684人	
24	食品衛生責任者講習会	保福 (生衛)	全許可施設に設置する食品衛生責任者に対し、衛生管理、法令等の講習を行う。		食品衛生責任者初任時の講習会 実施回数:23回 受講者数:2,066人 食品衛生責任者再教育講習 製造業を対象 実施数:9回	
25	岡山県学校給食研究協議大会	教育 (保体)	学校給食の意義と役割について認識を深め、その指導と管理運営の改善充実を図るため、当面する諸問題(衛生管理、栄養管理、健康問題等)について研究協議を行い、学校給食の充実発展に資する資質向上を図る。		主催:(公益財団法人)岡山県学校給食会 共催:岡山県教育委員会 学校給食関係者対象に平成24年7月31日にコンベックス岡山にて開催。(出席者785名)	

基本方針2 流通、販売、消費における食の安全確保

施策の方向1 県内流通食品の安全確保の推進

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)	H24目標
26	県内流通食品の監視強化	保福(生衛)	食品販売施設等への立入検査を強化し、不良食品を発見、除去することにより、県内流通食品の安全を確保する。	大型食料品販売店への監視達成率	94% 監視件数 119施設 目標監視件数 126施設	100%以上
27	健康食品等の監視の強化	保福(医薬)	健康食品の製造・輸入・販売業者に対する監視指導を強化し、無承認・無許可医薬品の一掃と健康食品の安全確保を図る。	健康食品監視目標件数	263件	300件
28	食品衛生監視指導計画の策定	保福(生衛)	食品衛生法の規定による食品衛生監視指導計画を策定する。		県民意見を反映した平成24度岡山県食品衛生監視指導計画を実施体制を考慮し策定した。	
29	条例第18条に基づく自主回収着手報告の徹底及び周知	保福(生衛)	自主回収報告制度の周知を図り、不良食品等の適切で迅速な回収を促進する。		報告数 5件	
30	条例第20条に基づく適切な健康危害情報の公表	保福(生衛)	人の健康に重大な危害を及ぼすと認められる食品等が流通している場合、迅速に情報を公表し、健康危害の未然防止に努める。		公表数 0件	

施策の方向2 食品表示の適正化の推進

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)	H24目標
31	食品の表示合同点検	県生(安心) 保福(生衛) 農水(農産・水産)	関係部局が合同で、販売店や食品加工・製造施設へ立ち入り、食品衛生法やJAS法に基づく表示の点検を行う。	食品の表示の合同点検施設数	108施設	92施設以上
32	JAS法等による適正表示の推進	県生(安心) 農水(農産・畜産・水産・林政)	JAS法等に係る適正表示の徹底を図るため、普及啓発や監視指導を推進する。	食品品質表示基準の遵守状況調査店舗数	269店舗	270店舗以上
34	食品表示に関する研修会等の開催	県生(安心) 保福(生衛) 農水(農産・水産)	消費者や製造業者等を対象とした研修会を開催、パンフレットの配布など、食品表示制度の積極的な普及啓発を行う		研修会の開催 5回	

施策の方向3 試験検査の強化

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)	H24目標
35	収去検査	保福(生衛)	県内で製造、流通及び販売されている食品について、成分規格等の検査を実施して安全性を確保する。	収去検査検体数	5,571件	5,000件以上
36	県内流通農産物等の残留農薬・動物用医薬品検査	保福(生衛)	県内流通農産物等の残留農薬検査及び動物用医薬品の検査を実施する。	農産物等残留農薬・動物用医薬品検査検体数	378件	400件以上
				残留農薬検査項目数	256項目	260項目

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)	H24目標
37	有害物質の汚染実態調査	保福(生衛)	県内流通の農産物、畜産物、魚介類を買い上げて、重金属、農薬、PCBなどの有害物質の検査を実施する。	有害物質の汚染実態調査検体数	272件	120件以上
新2	県内流通輸入食品検査	保福(生衛)	県内流通輸入食品について収去検査及び試買検査を実施する。	輸入食品検査検体数	438件	510件以上
38	県内流通食品のO157汚染調査	保福(生衛)	県内流通食品のO157汚染実態を調査し、汚染源の追求の一助とする。		1,890件	
39	食品残留農薬等一日摂取実態調査	保福(生衛)	厚生労働省が行う食品残留農薬等一日摂取量実態調査に参加し、国民が食事を介してどの程度の量の農薬等を摂取しているか把握し、食品の安全性を確認する。		昨年度と同様に実施していない。	
40	食肉等の動物用医薬品残留検査	保福(生衛)	県内で食肉処理される食肉について、抗生物質等の残留有害物質検査を実施して安全性を確保する。		982件	
41	健康食品買上調査	保福(医薬)	健康食品の買い上げ調査を実施し、成分等の確認を行い無承認・無許可医薬品の一掃を図る。		買い上げ調査 4件	
42	苦情食品の検査	保福(生衛)	消費者からの苦情に対して、原因を究明するために検査を実施する。		119件	
43	生食用カキの検査	保福(生衛)	県内流通している生食用カキの検査を行い、生食用カキの安全性を確保する。		257件	
44	食肉等の細菌汚染実態調査	保福(生衛)	県内で食肉処理される食肉について、細菌汚染実態を把握し、その結果を衛生指導に活用する。		408件	
45	試験検査の業務管理(GLP)	保福(生衛)	試験検査の信頼性を確保するため、検査精度等の向上を図る。	内部点検の実施	9回	13回
				外部精度管理調査への参加	48項目	51項目
46	学校給食用パン・めん抜取調査等委託事業	教育(保体)	安全でおいしいパン、めんが児童生徒の学校給食に提供されることを目的に(財)岡山県学校給食会に委託して検査を実施する。		実施していない。	
47	遺伝子組換え食品の検査	保福(生衛)	県内で製造、流通、販売されている食品について、遺伝子組換え食品の表示が正しく行われていることを確認する目的で、買上検査を実施する。	遺伝子組み換え食品検査検体数	30件 (大豆加工品)	45件
48	アレルギー物質の検査	保福(生衛)	県内で製造、流通、販売されている食品について、アレルギー物質の表示が正しく行われていることを確認する目的で、買上検査を実施する。	アレルギー検査検体数	29件 (検査項目:小麦、卵、乳、落花生)	30件

基本方針3 リスクコミュニケーションの推進

施策の方向1 県民・食品関連事業者等・行政間における情報・意見交換の促進

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)	H24目標
49	食環境整備事業(「栄養成分表示の店」登録事業)	保福(健推)	飲食店で提供しているメニュー(献立)のうち、提供頻度の高いもの5つ程度について、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、塩分の量を表示する店舗の登録を行い、食を通じた健康づくりを推進する。おいしーヘルシー提供店の健康的なメニュー開発を支援する。	栄養成分表示に協力する施設	1,053施設	1,060施設以上
50	食の安全サポーター拡大事業	推進会議	食の安全・安心の拡大に協力頂けるサポート企業(団体)を公募し、県民への積極的な情報提供を推進し、食の安全に対する正しい理解の拡大を図るとともに、官民一体での食の安全推進を図る。	食の安全サポーター登録団体数	70団体 情報配信 5回	80以上
51	ホームページ「食の安全・安心おかやま」の充実	推進会議	推進会議のホームページ「食の安全・安心おかやま」に食の安全・安心に関する情報を積極的に掲載し、内容をさらに充実する。	食の安全・安心おかやま(アクセス数)	22,508件	34,000件以上
52	ホームページ「食べ物安全探検ねっと」の充実	推進会議	ホームページ「食の安全・安心おかやま」の情報を子ども向けにわかりやすく掲載し、食に対する関心が持てるよう内容をさらに充実させる。	食べ物探検ねっと(アクセス数)	5,930件	8,000件以上
53	ホームページ「健康おかやま21」の充実	保福(健推)	21世紀の県民健康づくり指針「健康おかやま21(食育含む)」を広く県民に普及するために開設したホームページの充実を図る。		適宜更新	
54	各種普及啓発媒体(冊子等)の作成	推進会議	消費者が知りたい食の安全・安心に関する情報についてテーマを絞り、それに沿った安全・安心についての情報を掲載した冊子を作成する。		肉の生食による食中毒予防チラシ 5,000枚	
55	パブリックコメントの実施	各部局	県が基本的な政策等を決定する際に、県民からの意見・情報を意思決定に反映させるため、県民の意見を求める。		1回 「岡山県食の安全・食育推進計画」素案 (H24.12.18～H25.1.17)	
57	栄養食品普及指導事業の実施	保福(健推)	各保健所で講習会を開催し、加工食品・外食の栄養成分表示や保健機能食品制度に関する知識の普及を図る。		栄養表示基準制度講習会を各保健所 1回以上実施した。	
58	食の安全相談窓口の設置及び充実	保福(生衛)	食の安全に係る相談窓口として、保健所、くらし安全安心課、生活衛生課を主な窓口として設置し、県民からの相談に対して、的確かつ円滑に対応を行う。		2,748件 (消費者228件、営業者669件、営業許可に関する相談1,851件)	
59	食品表示110番	県生(安心)	食品表示の相談や情報を受け、相談者に関係機関を紹介する他、関係機関へ情報提供、聴き取り、店舗調査を行う。		延べ相談件数24件	

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)	H24目標
新3	食料自給率向上県民運動の推進	農水(農企)	食料自給率向上に向けた県民運動として、食料自給率向上月間の設定、講演会の開催など、各種啓発活動を実施し、県民の食料自給率に対する関心の醸成を図る。		<ul style="list-style-type: none"> <li>岡山あぐり総合フェア及び食料自給率向上推進大会の開催・食料自給率向上推進大賞表彰式(11/11)</li> <li>啓発チラシ、野菜の種の街頭配布(10/1外)</li> <li>県庁舎への懸垂幕の掲示(10月)</li> </ul>	
60	地産地消の推進	農水(農企)	「自分たちの住む地域で作られたものを、その地域で消費しよう」をキーワードに、生産者と消費者の相互理解を深め、安全で安心な県産農林水産物の安定供給と消費拡大を目指す。		<ul style="list-style-type: none"> <li>「おかやま地産地消の日」の普及・定着</li> <li>地産地消協力店の登録拡大</li> <li>直売所の運営支援</li> <li>地産地消弁当コンクールの開催</li> <li>地産地消おかやま村の開催</li> <li>コンビニ等との連携</li> </ul>	
61	地場産物を活用した学校給食の推進	教育(保体)	学校と生産者等の関係者の連携協力のもと学校給食において地場産物を積極的に取り入れ食に関する指導において活用していくための方策等について実践的な調査研究を行う。		実施していない。	

#### 施策の方向2 県民の食に関する科学的知識の向上

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)	H24目標
62	体験等を通じたリスクコミュニケーション	推進会議	消費者が不安を抱いている添加物、BSE、農薬等について教材を用いた解説や科学的な実験等を通じて、食に対する正しい理解を深めていただく体験型の研修を講習会を実施する。また、食品の製造施設等の見学、意見交換会を通じてリスクコミュニケーションを図る。	視察体験型研修参加者	912人(累計) 《平成24年度》 食品の生産、製造(加工)等の視察及び関係者による意見交換会の実施 実施回数:2回 参加者数:59人	1,200人(累計)
				体験型講習会受講者数	8,837人(累計) 《平成24年度》 手洗いチェッカーやATP測定器を用いた講習会を実施 受講者 2,133人	4,500人(累計)

基本方針4 協働の推進

施策の方向1 食の安全・食育推進協議会との協働

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)	H24目標
63	「食の安全・食育推進協議会」の運営	推進会議	食の安全・食育推進会議の第三者機関である岡山県食の安全・食育推進協議会の会議を年2回開催し、県の施策に対する提言をいただくとともに、食の安全に関する普及啓発事業に協力を願う。		第1回会議 10月12日開催(議題:岡山県食の安全・食育推進計画(仮称)の策定について) 第2回会議 3月15日開催(議題:岡山県食の安全・食育推進計画について)	

施策の方向2 (社)食品衛生協会、愛育委員連合会、栄養改善協議会等による自主活動の推進

No.	施策名	部局	取組内容	取組指標	実施状況(実績)	H24目標
64	「検定-晴れの国おかやまの食-」とリスクコミュニケーターの養成	推進会議	条例で規定される県の責務を果たすため、関係機関が連携して食の検定事業を実施するとともに、リスクコミュニケーターを養成する。	「検定-晴れの国おかやまの食-」の実施	目標回数を達成。 第1回 平成19年度 第2回 平成20年度 第3回 平成21年度	H24までに3回以上
				地域の指導者育成講習会(講座)の開催		
				リスクコミュニケーター委嘱人数	258人 (H23年度に目標人数を達成)	225人 (累計)
新4	リスクコミュニケーターの育成	推進会議	地域における食のリスクコミュニケーション活動を自主的に実施できるよう人材育成を図る。	育成研修受講者数	165人(延べ) (「健康食品」をテーマに県内2回開催)	160人 (延べ人数)
66	食品衛生指導員による巡回指導	保福(生衛)	食品業界の自主管理として、食品衛生指導員が、食品取扱施設を巡回し、指導と助言を行う。		飲食店、喫茶店、食料品店を対象とした巡回指導を(一社)岡山県食品衛生協会に委託実施。 指導件数:16,852件 簡易検査:1,320件(フードスタンプ等)	



食の安全・安心の確保施策実施状況(平成25年度予定)

基本方針1 生産から消費に至る一貫した安全の確保

施策の方向1 生産段階での安全確保

基本施策	No.	施策展開	部局	取組内容	取組指標	予定	目標
(1)畜産物の安全確保対策	1	生産段階におけるBSE対策	農水(畜産)	牛の肉骨粉を原料とする飼料が家畜に与えられることのないよう飼料製造工場、畜産農家への監視指導を行う。また、死亡牛のBSE検査を行う。	飼料製造工場業者立入	実施予定	6件
					畜産農家飼料給与監視	実施予定	130件
					牛農場立入	実施予定	全農場各2回(延べ1928戸) 約110,000頭
					死亡牛検査	実施予定	580頭
	2	高病原性鳥インフルエンザ防疫対策	農水(畜産)	養鶏農場に対しては、定期的な立入検査や衛生対策の指導を継続することにより、発生防止に努めるとともに、鳥インフルエンザウイルスのモニタリング検査を実施し、早期発見に努める。	養鶏農場立入	実施予定	全農場各3回(615戸) 約35,000千羽
					モニタリング検査の実施	実施予定	45戸(延べ180戸) 2,100羽
	3	と畜場における枝肉等の汚染防止対策	保福(生衛)	と畜解体作業のときに枝肉等が腸管出血性大腸菌等に汚染されないよう防止対策の徹底について指導する。	と畜場の監視指導	食肉衛生検査所にて実施予定	開場時に随時実施
	4	食鳥処理場における食鳥と体の汚染防止対策	保福(生衛)	食鳥と体のカンピロバクターによる汚染実態を把握し、食鳥と体がカンピロバクターに汚染されないよう防止対策の徹底について指導する。	食鳥処理場の監視指導	食肉衛生検査所にて実施予定	大規模施設各2回 小規模施設各1回
	5	と畜場におけるBSE対策	保福(生衛)	と畜場において、BSEスクリーニング検査等BSE対策を実施する。BSE対策の見直しを行う場合は、国等と連携して説明会や意見交換会を実施し、県民や食品関連事業者の理解と不安解消に努める。		と畜場におけるスクリーニング検査の実施	
						BSE対策の見直しに関する説明会等の実施(6月7日)	
(2)農林産物の安全確保対策	6	GAPの推進	農水(農産)	GAPについては、導入産地数の拡大を図るとともに、GAPの制度や事例を紹介する研修会の開催など、取組内容のレベルアップに向けた技術指導の支援を行う。また、JA指導員、普及指導員等による生産者の自己点検結果を評価する体制づくりや、精度・鮮度保証などと組み合わせた情報発信など、一層の高度化を図る。	GAP推進について	研修会の開催 2回 GAP導入モデル地区の支援 5地区	35産地
	7	農薬の安全、適正使用の指導	農水(農産)	農薬の流通・使用における適正な取り扱いを図るため、現場における指導的な立場にある者を「農薬管理指導員」として認定し、研修会において農薬の適正使用を徹底する。また、農業者、防除業者等に対し農薬使用基準の遵守、飛散防止対策を徹底するとともに、農薬危害防止運動の実施、主要病害虫の発生状況把握や発生予察情報に基づく効率的な防除を進める。	農薬管理指導員認定研修会開催数	実施予定	6回

## 食の安全・安心の確保施策実施状況(平成25年度予定)

基本施策	No.	施策展開	部局	取組内容	取組指標	予定	目標
(3)水産物の安全確保対策	8	養殖衛生管理体制の整備	農水(水産)	養殖業者に対して、水産用医薬品の適正使用の指導を実施するとともに、養殖魚の医薬品残留検査を行う。	養殖衛生管理について指導する経営体数の割合	実施予定	100%
	9	貝毒発生監視調査	農水(水産)	4～6月(アサリ)と10～4月(マガキ)に、貝毒原因プランクトン調査及び貝毒検査を行い、貝毒が基準値を超えた場合には出荷の自主規制等を指導するとともに、結果の公表を行う。	貝毒発生監視調査	実施予定	68件(麻痺性貝毒34検体、下痢性貝毒34検体)
	10	ノロウイルス監視調査	農水(水産)	10～2月にノロウイルス検査を実施し、陽性の場合には関係機関へ注意喚起するとともに、陰性になるまで生食用出荷を自粛するよう指導する。	ノロウイルス監視調査	実施予定	140検体

### 施策の方向2 製造から販売段階での安全確保

基本施策	No.	施策展開	部局	取組内容	取組指標	予定	目標
(4)食中毒対策	11	全般的な食中毒対策	保福(生衛)	食品の調理・製造等を行う事業者に対し、施設の衛生管理、従事者の健康管理、手洗いの徹底、食材等の温度管理、加熱調理を行う際の十分な加熱、二次汚染の防止等、食中毒を予防するための指導を行う。飲食店、弁当屋、給食施設など食中毒リスクが高い施設に対して、多発しやすい時期の一斉取り締まりの実施など、重点的に監視指導を行う。	加工・製造・調理施設等に対する目標監視件数達成率	各保健所で実施予定 (社会福祉施設、大量調理施設等一斉取締りの実施)	100%以上
	12	特に注意を要する食中毒対策	保福(生衛)	<ul style="list-style-type: none"> <li>腸管出血性食中毒対策 飲食店や食肉販売店等に対し、牛レバーの生食用としての提供の禁止、生食用食肉の加工調理基準等の遵守について、引続き監視指導を徹底する。 浅漬など加熱調理をせずそのまま食べる食品の製造、加工等を行う事業者に対する監視指導を強化する。</li> <li>カンピロバクターによる食中毒対策 食肉を取り扱う事業者に対し、生食のリスクを認識させ、豚生レバー、鶏刺し、鶏生レバー等、生食用としての提供の自粛を指導する。</li> <li>ノロウイルスによる食中毒対策 食品の中心部までの十分な加熱、調理従事者を介した食品の二次汚染を防止するための健康チェックや手洗いの徹底等について指導する。</li> </ul>	暮らしやすさ指標 食中毒等の発生件数	各保健所で実施予定	215件
	13	自然毒による食中毒対策	保福(生衛)	ふぐの素人調理による食中毒を防止するため、ふぐ毒の危険性について周知する。また、毒キノコ、チョウセンアサガオ等の誤食を防止するための啓発を行う。		テレビ、ラジオ等で県民へ広報を実施予定	
	14	食中毒注意報の発令	保福(生衛)	夏季における気象条件や冬季における感染症の流行状況が基準を超えた場合は、食中毒注意報を発令し、食中毒予防の注意喚起を行う。		夏季発令日:6月18日	
	15	食中毒に関する新たな情報の提供と対策の指導	保福(生衛)	サルコシステイス・フェアリーやクダア・セブテンブククタータによる食中毒の予防対策といった新たな情報の普及啓発を行う。		講習会等で普及啓発を行う	
(5)不良食品の排除	16	食品を取り扱う事業者に対する監視指導の徹底	保福(生衛)	食品を取り扱う事業者に対し、製造基準や成分規格だけでなく、衛生規範についても遵守するよう監視指導を徹底する。また、異物混入を防止するための具体的な仕組や体制がつくられているか、また、それらが従事者に徹底されているか等について、指導や助言を行う。		各保健所で実施予定	
	17	試験検査の実施	保福(生衛)	添加物や残留農薬の量、細菌の数など、目視では適否の見極めができない事項については、試験検査を行い、法令や衛生規範に適合していることを確認する。	収去検査件数	各保健所で実施予定	5,000検体以上
	18	健康食品の買上検査の強化	保福(医薬)	医薬品成分の混入した食品が流通していないか、県内に流通している健康食品の買上検査を行う。	健康食品買上検査件数	実施予定	5件以上

食の安全・安心の確保施策実施状況(平成25年度予定)

基本施策	No.	施策展開	部局	取組内容	取組指標	予定	目標
(6)適正な表示の確保	19	表示制度の周知	県生(安心) 農水(農産・水産) 保福(生衛)	表示を行う事業者に対し、講習会の開催やパンフレットの配布を通じ、食品表示制度の周知を行う。		研修会等、実施予定	
	20	表示を行うべき事業者への指導・助言	県生(安心) 農水(農産・水産) 保福(生衛)	表示を行うべき事業者への立入では、適正な表示が行われているか監視指導を行う。また、表示ミスや表示漏れのチェックを行う体制づくりや、期限設定に当たって、業界団体などのガイドラインに沿った保存試験結果など、科学的な裏付けを持って設定するよう指導や助言を行う。表示を行う事業者からの相談には、表示が適正に行われるように指導や助言を行う。	JAS法などによる適正表示の調査店舗数	実施予定	254店舗
	21	流通食品の検査	保福(生衛)	流通段階の食品については、販売店での目視による確認だけでなく、試験検査を行い、添加物、アレルギー物質、遺伝子組換え等の表示が適正に行われているかを調べる。		各保健所で実施予定(アレルギー物質検査:20件等)	
	22	消費者の表示についての理解の促進	県生(安心) 農水(農産・水産) 保福(生衛)	消費者が、表示内容を正しく理解し、購入時の選択に役立てたり、適切に食品が取り扱えるよう、食品表示に関する知識の普及を行う。		講習会等で普及啓発を行う	
	23	健康食品等の監視の強化	保福(医薬)	医薬品的な効果効能を標榜した健康食品公告への対応、監視を強化する。	健康食品監視目標件数	実施予定	300件以上
(7)添加物の適正使用	24	添加物の適正使用の監視指導	保福(生衛)	添加物を使用する事業者に対して、基準を遵守して使用するよう周知を徹底する。製造記録や添加物の秤量方法を点検するなど、添加物が適正に使用されているかどうか監視指導を行う。合わせて、製品の自主検査の励行や、適正な表示についても指導する。		各保健所で実施予定(添加物を使用する事業者への監視指導、表示指導等の実施)	
	25	流通食品の添加物の確認	保福(生衛)	流通食品等について添加物の試験検査を行い、使用基準が守られているか、表示されていない添加物が使われていないかなどについて調べる。	県内の食品の製造等を行う事業者における添加物の不適正使用件数	各保健所で実施予定(流通食品等の試験検査)	0件
	26	添加物製造業者に対する指導	保福(生衛)	添加物製造業者に対し監視指導を行うとともに、製品の試験検査を行い添加物が成分規格に適合していることを確認する。		各保健所で実施予定(添加物製造業者に対する監視指導の実施及び試験検査の実施)	

## 食の安全・安心の確保施策実施状況(平成25年度予定)

基本施策	No.	施策展開	部局	取組内容	取組指標	予定	目標
(8)自主管理の推進	27	自主管理の向上のための指導・助言	保福(生衛)	食品の製造等を行う事業者に対して、施設の衛生管理体制や従事者教育の方法、自主検査の実施など、自主管理が向上するように指導や助言を行う。また、安全な食品を供給するためにコンプライアンス意識の高揚と浸透につながる指導や助言を行う。	自主検査認定事業者の増加	各保健所で実施予定	67施設
	28	HACCPシステムを取り入れた衛生管理の促進	保福(生衛)	法令で定められた基準を満たすのみでなく、より高い水準で衛生管理ができるように、HACCPシステムの考え方に基づく衛生管理手法の導入促進を図る。		各保健所で実施予定	
	29	食品衛生責任者の指導等	保福(生衛)	食品衛生責任者を対象とした講習会では、施設の衛生管理や食品の取り扱いが適正に行われるように、その責任や役割の周知を徹底する。また、食品の製造・加工・調理・販売を行う現場では食品衛生責任者が中心となり、衛生管理の向上や従事者への教育を充実させる等の自主管理が向上するように指導や助言を行う。	食品衛生責任者養成講習会受講者数(累積)	各保健所で実施予定	23回 2,000人
	30	適切な自主回収の実施のための指導・助言	保福(生衛)	健康被害の発生を防止するために、事業者が食品の自主回収に着手した場合は、条例に基づく報告をするよう周知徹底する。回収に当たり、回収方法が不十分な場合は、実効性のある回収となるよう適切に指導や助言を行う。		該当事例が発生した場合は、管轄の保健所が実施する	
	31	業界団体との協働	保福(生衛) 農林(農産・水産)	食品の安全確保のため、(一社)岡山県食品衛生協会等の業界団体と協働して、知識や技術の指導など、食品衛生の向上のための取組や、食の安全に関する情報の発信を行う。		実施予定	
(9)調査研究	32	汚染実態調査、迅速検査法の開発等の継続	保福(生衛)	環境保健センターにおける調査研究事業、流通している食品の腸管出血性大腸菌や重金属等の汚染実態調査、迅速検査法の開発について継続して実施する。	有害物質の汚染実態調査	各保健所で実施予定	62件
	33	調査研究の成果活用、還元	保福(生衛)	調査研究の成果を監視指導に生かす。また、成果を県民や食品関連事業者等に分かりやすく情報提供する。		各保健所で実施予定	
	34	学校給食モニタリング事業の実施	教育(保体)	学校給食における放射性物質の有無や量について把握するため、「学校給食モニタリング」事業を行う。		実施していない	
	35	岡山県学校給食研究協議大会の実施	教育(保体)	学校給食の意義と役割について認識を深め、食育の推進と適切な調理技術等の充実を図るとともに、当面する諸問題について学校給食関係者の資質向上を図る。		主催:(公益財団法人)岡山県学校給食会 共催:岡山県教育委員会 学校給食関係者対象に平成25年7月30日にコンベックス岡山にて開催予定。	

### 施策の方向3 消費段階での安全確保

基本施策	No.	施策展開	部局	取組内容	取組指標	予定	目標
(10)消費者からの相談・申出対応	36	食の安全相談窓口の周知等	保福(生衛)	食の安全相談窓口について、県民へ周知するとともに、県民からの相談や疑問には丁寧に対応し、県民の安心につなげる。	食の安全相談窓口の認知度	各保健所で実施予定(県民への周知、相談対応等)	(H29年度末までに40%)
	37	条例第19条による申立への対応	保福(生衛)	条例第19条に基づいて、県民から、特定の食品や施設が人の健康に危害を及ぼした、又はそのおそれがあるとの申出を受けた場合は、速やかに調査を行うとともに、適切な措置を講じ、被害の拡大防止や未然防止、再発防止を図る。		該当事例が発生した場合は、管轄の保健所が実施する	
	38	食品表示110番での適切な対応等	県生(安心)保福(生衛)	食品表示の一層の適正化を図るために設置している「食品表示110番」では、県民からの食品表示に対する様々な問合せや偽装表示など表示に関する情報を受け付ける。また、消費者問題に常に關心を持ち、必要な情報の収集や安全で安心な消費生活を支える活動を行う消費生活サポーターに、食の安全・安心に関する情報提供を行う。	消費生活サポーター数	実施予定	800人

## 食の安全・安心の確保施策実施状況(平成25年度予定)

基本施策	No.	施策展開	部局	取組内容	取組指標	予定	目標
(11)健康 危害情報 の公表	39	食品の回収等 の情報の公表	保福 (生衛)	ガラス片が混入した食品が発見され、同じ日に製造した他の食品にも混入しているおそれがあるため製造者が回収措置を取っている場合などは、迅速に公表を行う。		該当事例の発生時は迅速に 公表を行う	
	40	重大な健康危 害を及ぼすお それがある情 報の公表	保福(生衛) 農林(水産)	県民にも危害を及ぼすおそれがある情報を探知した場合は、迅速に公表を行い、健康被害の発生や拡大防止に努める。また、公表はホームページへの掲載や食の安全サポーターへの情報提供などにより、効果的な方法で行う。		該当事例の発生時は迅速に 公表を行う	
(12)消費 者への衛 生教育	41	食の安全に関 する知識の普 及啓発	保福 (生衛)	理性的に行動するために必要な科学的根拠に基づいた理論や最新データの普及啓発を行う。		各保健所で実施予定	
	42	表示の正しい 理解の促進	保福 (生衛)	消費者が、表示内容を正しく理解し、購入時の選択に役立てたり、適切に食品を取り扱えるよう、食品表示に関する知識の普及を行う。		各保健所で実施予定	
	43	体験型教材を 活用した普及 啓発	保福 (生衛)	手洗いチェッカーを用いた手洗い体験など、参加者が体験できる教材や媒体を用いた体験型講習会を開催し、衛生知識の普及啓発を行う。	体験型講習 会受講者数	各保健所で実施予定	2,000人

### 基本方針2 安心の定着に向けた信頼の確立

#### 施策の方向4 情報の提供

基本施策	No.	施策展開	部局	取組内容	取組指標	予定	目標
(13)食の 安全・安 心情報の 提供	44	食の安全・安 心情報の提供	保福 (生衛、健推)	食中毒の発生情報や予防啓発、不良食品の回収情報等、全般的な食の安全・安心情報を広く県民へ提供する。		啓発チラシの作成、配布： 5000枚	
	45	情報発信手段 の充実等	保福 (生衛、健推)	ホームページを最新情報に更新する他、テレビやラジオの広報番組、広報紙、街頭キャンペーンなど様々な情報発信手段を用いて、効果的に情報を発信する。	街頭キャン ペーンの実 施	各保健所で実施予定	20箇所以上
	46	食の安全サ ポーターへの 情報提供等	保福 (生衛)	食の安全サポーター登録団体等へ、県から食の安全・安心情報を提供する。また、サポーターが独自に行っている食の安全・安心に関する普及啓発活動に対して、助言や協力をを行う。	食の安全サ ポーター登 録団体数	実施予定	73団体
(14)生産 履歴情報 等の充実	47	農産物等のト レーサビリテ ィシステムの充 実	農水 (農産、畜 産、水産)	生産履歴情報を提供するトレーサビリティ・システムを充実する。 米トレーサビリティ・システムについては、生産者や流通事業者への指導と、消費者への啓発を継続する。 牛肉トレーサビリティ・システムについては、国との差別化を図るため生産者などの顔写真等を提供するなどの取組を行う。		米トレーサビリティ・システム を普及・啓発する研修会 4 回 牛肉トレーサビリティ・シス テム閲覧者数5,000件	

## 食の安全・安心の確保施策実施状況(平成25年度予定)

### 施策の方向5 相互理解の促進

基本施策	No.	施策展開	部局	取組内容	取組指標	予定	目標
(15)リスクコミュニケーションの促進	48	リスクコミュニケーションの場の提供	保福(生衛)	関係者が食品の安全確保への取組について情報提供や意見交換するための場を提供し、リスクコミュニケーションの促進に努める。	リスクコミュニケーション事業の実施回数(累計)	実施予定	4回
	49	リスクコミュニケーションの資質向上及び活動支援	保福(生衛)	リスクコミュニケーションを対象にリスクコミュニケーション技術を向上させるための学習会や食品の安全性の確保について正しい理解を深めるための研修会を開催する。また、リスクコミュニケーション間の情報交換の場を設けるなど、リスクコミュニケーションがそれぞれの個性を生かして多様な方法でリスクコミュニケーションが実施できるよう支援を行う。	リスクコミュニケーション研修事業(累計)	実施予定	50人
	50	食品関連事業者等の支援	保福等(生衛)	食品関連事業者が、自らリスクコミュニケーションを進めるよう促します。また、食品関連事業者、消費者団体等が主体的にリスクコミュニケーションに取り組めるよう、食の安全・安心に関する資料や情報を提供するなどの支援をする。		実施予定	

基本施策	No.	施策展開	部局	取組内容	取組指標	予定	目標
(16)地産地消の推進	51	食糧自給率向上対策会議	農水(農企)	県民運動を効果的に進めるため、農林水産・商工・流通・消費者団体や教育・行政機関で構成する対策会議を推進母体として運営する。			
		食糧自給率向上月間及び食料自給率向上推進大会の開催		10月の食糧自給率向上月間において重点的な啓発活動を実施する。また、食糧自給率の向上について県民共通の理解を得るために、向上月間中に推進大会を開催する。			
		啓発活動の実施		向上月間中に岡山駅などにおいて、地産地消運動と併せて啓発チラシを配布するなど、県民への普及啓発を行う。			
		優良団体の表彰		食糧自給率の向上に取り組む優良団体を表彰することにより、県民をはじめ企業など事業者の自主的な取組を促す。(岡山県食料自給率向上推進大賞)			
		岡山めぐり総合フェアの開催		食糧自給率の向上など、県の農林水産業を取り巻く課題や各種施策等を広く県民に普及啓発するとともに、魅力ある岡山の特産品を県内外に向け、情報発信する農林水産に関する総合イベントを開催する。			
52	おかやま地産地消の日の普及・定着	農水(農企)	毎月5の付く日を「おかやま地産地消の日」と定め、普及・定着を進め、職場や家庭等での地産地消の取組を推進する。		地産地消協力店の登録拡大や食農情報メールマガジン、イベント等を通じて、地産地消のより一層の普及・定着を進める。		
53	地産地消協力店の登録拡大	農水(農企)	県産食材を積極的に提供する県内小売店や飲食店を「おかやま地産地消協力店」として登録し、地産地消マスコットキャラクター等をデザインしたのぼりの貸付けを行うとともに、県ホームページで紹介する。		地産地消のより一層の普及・定着を図るため、地産地消協力店の登録拡大を進める。		
54	地場産物の活用状況に関する調査	教育(保体)	学校給食において県産食材や郷土食を活用することは地域の食文化の伝承や農業への理解の観点から教育的意義がある。県産食材等の使用状況の実態を把握し、食に関する指導の生きた教材としてより効果的に活用する。	県産食材の給食への使用割合	地場産物の活用状況に関する調査 平成25年6月10日(月)～14日(金)(5日間) 平成25年11月11日(月)～15日(金)(5日間)	47%	